

新宮町人權教育・啓発基本指針

(改定版)

令和3年3月改定

新 宮 町

目 次

第1章	はじめに	
1	基本指針改定の趣旨	1
2	基本指針の性格	1
3	基本指針策定の背景	2
	(1) 国際社会における取り組み	2
	(2) 国および県における取り組み	3
	(3) 本町における取り組み	4
第2章	人権教育・啓発の推進	
1	人権教育	6
	(1) 学校教育における人権教育	6
	(2) 社会教育における人権教育	9
2	人権啓発	10
	(1) 町民に対する人権啓発	10
	(2) 企業における人権啓発	11
3	特定職業従事者に対する研修	12
4	総合的かつ効果的推進	13
第3章	分野別施策の推進	
1	部落差別	15
2	女性	18
3	子ども	20
4	高齢者	22
5	障がい者	24
6	外国人	27
7	感染症患者等	29
8	犯罪被害者等	31
9	インターネットによる人権侵害	32
10	性的少数者	34
11	さまざまな人権問題	35
	(1) 刑を終えた人や更生保護対象者等	35
	(2) 生活困窮者等	35
	(3) 北朝鮮当局による拉致被害者等	35
	(4) その他	35
第4章	推進体制等	
1	推進体制	37
2	関係団体等との連携	37
3	基本指針の見直し	37
資料		
	用語解説	41
	新宮町差別をなくし人権を守る条例	46
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	48
	指針の改定体制・検討経過	50